

山 監 査 第 7 0 号

平成29年（2017年）6月1日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成28年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【健康福祉部関係】

1 社会福祉課

[問題点 債権管理について]

管理簿が整理されていないため、適正な不納欠損処分が行われていないものが存在する。適切な処理をされたい。

[改善措置]

以前に使用していた債権管理簿のデータと現在使用している表計算システムのデータを照合し、照合結果に基づいて債権管理簿を整理する。今後は定期的に債権管理簿の整理を行い、債権に関する処理方法等を再確認するとともに山陽小野田市財務規則に基づき、適正な債権管理及び不納欠損処分を行う。

なお、生活保護システムが返還金、徴収金に関する管理事務に対応しているので、平成29年度より新たに発生する債権については、システムを利用することにより適切な処理を行う。